

第四条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五 省 略

六 第一条中租税特別措置法施行規則第十九条の三の次に一条を加える

改正規定 令和十二年一月一日

七 省 略

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条 省 略

2・3 省 略

4 改正令附則第七条第三項に規定する経過期間内に行われた分割等に係る同条第二項に規定する分割法人等又は同項に規定する分割承継法人等に該当する法人（旧令適用法人（同項に規定する旧令適用法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）が、当該分割等について租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項又は第二十八項の規定の適用を受けようとする場合（旧令適用法人が当該分割等について旧令第二十七条の四第十四項又は第三十七項の規定の適用を受ける場合に限る。）には、租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項又は第二十八項の書類に租税特別措置法施行規則第二十条第三項第一号へ又は第六項第六号に掲げる金額として記載する当該分割法人等の各事業年度の租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項に規定する移転試験研究費の額又は同条第三十項に規定する移転売上金額は、当該分割等に係る旧令適用法人が当該分割等について旧規則第二十条第八項又は第四十五項の届出書に記載する同条第八項第四号又は第四十五項第四号に掲げる金額のうち当該各事業年度の旧令第二十七条の四第十四項に規定する移転試験研究費の額又は同条第二十一項第一号イに規定する移転売上金額と同じ金額としなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 同 上

一 五 同 上

六 第一条中租税特別措置法施行規則第十九条の三の次に一条を加える

改正規定 令和九年一月一日

七 同 上

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条 同 上

2・3 同 上

4 改正令附則第七条第三項に規定する経過期間内に行われた分割等に係る同条第二項に規定する分割法人等又は同項に規定する分割承継法人等に該当する法人（旧令適用法人（同項に規定する旧令適用法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）が、当該分割等について新令第二十七条の四第十四項又は第三十項の規定の適用を受けようとする場合（旧令適用法人が当該分割等について旧令第二十七条の四第十四項又は第三十七項の規定の適用を受ける場合に限る。）には、新令第二十七条の四第十四項又は第三十項の書類に新規規則第二十条第三項第一号へ又は第二十九項第六号に掲げる金額として記載する当該分割法人等の各事業年度の新令第二十七条の四第十六項に規定する移転試験研究費の額又は同条第三十二項に規定する移転売上金額は、当該分割等に係る旧令適用法人が当該分割等について旧規則第二十条第八項又は第四十五項の届出書に記載する同条第八項第四号又は第四十五項第四号に掲げる金額のうち当該各事業年度の旧令第二十七条の四第十四項に規定する移転試験研究費の額又は同条第二十一項第一号イに規定する移転売上金額と同じ金額としなければならない。